

# 経済要録

## 国 内

### ◆金融監督庁、「第二地方銀行（56行）に対する検査・考查結果について」を公表

金融監督庁は、9月2日、「第二地方銀行（56行）に対する検査・考查結果について」を公表した。その内容は、以下のとおり。

第二地方銀行（56行）に対する検査・考查結果について

第二地方銀行（56行）に対する検査・考查結果は下記のとおり。

#### 記

1. 検査基準日：平成10年9月30日

2. 総与信の査定状況

I分類（II分類、III分類及びIV分類としない資産） 39兆3,095億円

II分類（個別に適切なリスク管理を要する資産） 5兆8,183億円

III分類（最終の回収に重大な懸念が存在する資産） 7,164億円

IV分類（回収不可能又は無価値と判定される資産） 848億円

検査基準日の総与信 45兆9,360億円

（注）億円未満切り捨て

第二地方銀行（56行）に対する検査・考查結果について

金融監督庁は、銀行法第24条等に基づき金融機関から平成10年9月期決算における自己査定結果の報告を受け、大蔵省財務局、日本銀行と連携しつつ、第二地方銀行に対して、集中的な検査を実施した。その結果概要は以下のとおり。（詳細は別添参照）

1. 総与信の査定結果（10年9月末、償却・引当後）  
(単位：億円)

	分類状況				総与信
	I	II	III	IV	
当局査定(a)	393,095	58,183	7,164	848	459,360
自己査定(b)	404,883	51,675	2,720	27	459,360
(a) - (b)	▲11,788	6,508	4,444	821	—

（注）総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

（参考）東京相和銀行・国民銀行・幸福銀行・なみはや銀行

	分類状況				総与信
	I	II	III	IV	
当局査定(a)	35,150	11,759	5,676	1,758	54,350
自己査定(b)	40,973	11,664	1,709	—	54,350
(a) - (b)	▲5,823	95	3,967	1,758	—

（注）なみはや銀行については、平成11年3月期を基準としている。

## 2. 債却・引当の適切性（10年9月末）

(参考) 東京相和銀行・国民銀行・幸福銀行・  
なみはや銀行

(単位: 億円)		
当局査定に基づく 債却・引当額 ①	自己査定に基づく 債却・引当額 ②	要追加債却・引当 額 ①-②
8,388	3,351	5,007

(注) 「当局査定に基づく債却・引当額①」は、当局査定に、原則として各行の債却・引当基準を適用して算出したもの。

(単位: 億円)		
当局査定に基づく 債却・引当額 ①	自己査定に基づく 債却・引当額 ②	要追加債却・引当 額 ①-②
4,923	416	4,504

(注) なみはや銀行については、平成11年3月期を基準としている。

## 検査・考查実施概要

項目	内容
目的	資産の健全性等に係る検査
対象金融機関	56行 仙台、茨城、つくば、わかしお、関西、阪神、広島総合、福岡中央、豊和 以上9行は金融監督庁実施  北洋、山形あわせ、福島、大東、栃木、東日本、新潟中央、大光、長野、 石川、福邦、中部、岐阜、愛知、第三、近畿、大正、奈良、和歌山、 島根、せとうち、愛媛、福岡シティ、長崎、九州、宮崎太陽、南日本、 八千代 以上28行は大蔵省財務局実施  札幌、殖産、北日本、東和、京葉、神奈川、富山第一、静岡中央、名古屋、 中京、びわこ、トマト、西京、徳島、香川、高知、佐賀共栄、 熊本ファミリー、沖縄海邦 以上19行は日本銀行実施
立入実施期間	10月15日から4月16日
1行当たり立入日数	17.4日
1行当たり投入人員	8.2人
1行当たり資産査定債務者数	2,333債務者
抽出率(金額ベース)	55.3% (注) 自己査定で分類債権とされたものの全額と正常債権で当局が 指定した先を査定対象として抽出した。
分類の定義	I分類 : II分類、III分類及びIV分類としない資産 II分類 : 個別に適切なリスク管理を要する資産 III分類 : 最終の回収に重大な懸念が存在する資産 IV分類 : 回収不可能又は無価値と判定される資産

## 〔別添〕 〔参考〕

## 1. 自己査定の正確性

(単位：億円、%)

	I	II	III	IV	総与信
当局査定①	393,095	58,183	7,164	848	459,360
自己査定②	404,883	51,675	2,720	27	459,360
①-②	▲11,788	6,508	4,444	821	—
①-②/総与信		1.4	1.0	0.2	—

(注) 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

## ● 分類の正確性

(当局査定と自己査定のⅡ～Ⅳ分類の合計額の差額を総与信額で除した率)

(率)	(該当行数)
2.0%未満	30行
2.0%～3.0%未満	12行
3.0%以上	14行

## 2. 債却・引当の適切性

(単位：億円、%)

総与信 ①	当局査定 債却・引当額 ②	自己査定 債却・引当額 ③	要追加債却・ 引当額 ④=②-③	不足率 ④/①
459,360	8,388	3,351	5,007	1.09

(注) 「当局査定債却・引当額②」は、当局査定に原則として各行の債却・引当基準を適用して算出したもの。

## ● 債却・引当の適切性

(不足率)	(該当行数)
0.5%未満	29行
0.5%～1.5%未満	13行
1.5%以上	14行

## 1. 自己査定による引当実績率の状況

## (1) 一般貸倒引当実績率

## ① 正常先債権

平均 0.14%

(引当実績率)	(該当行数)
0.10%未満	29行
0.10%～0.20%未満	14行
0.20%以上	13行

## ② 要注意先債権

平均 0.89%

(引当実績率)	(該当行数)
0.50%未満	14行
0.50%～1.50%未満	33行
1.50%以上	9行

(注) 要注意先債権の半分程度は非分類債権（I分類）である。

## (2) 破綻懸念先Ⅲ分類の引当実績率

平均 49.63%

(引当実績率)	(該当行数)
40.00%未満	14行
40.00%～60.00%未満	16行
60.00%以上	26行

(注) 破綻懸念先のⅢ分類については、一般貸倒引当とは異なり、個別債権毎に必要額を引き当てている。

## 2. Ⅱ分類債権について

### A 債務者区分別のⅡ分類債権の状況（償却・引当前）

(単位：億円)

	Ⅱ分類額	(構成割合)
要 注意 先	44,874	( 77.1%)
破綻懸念先	7,536	( 13.0%)
実質破綻先	3,206	( 5.5%)
破 綻 先	2,474	( 4.3%)
そ の 他	9	( 0.0%)
合 計	58,182	( 100.0%)

### B 上記要注意先Ⅱ分類債権の開示及び保全状況（償却・引当前）

(単位：億円)

金額	保全状況	
	担保等により 保全されている部分	担保等により 保全されていない部分
破綻先	——	——
延滞先	257	125
3か月以上延滞先	353	199
貸出条件緩和先	1,904	549
統一開示基準対象先	2,556	917
非開示先	42,292	19,104
合 計	44,874	20,051
(構成割合)	(100.0%)	( 44.7%)
		( 55.3%)

## ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、9月9日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する

基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同13日に公表したほか、7月16日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを9月14日に公表した。

### 記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市场に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

（別添）

平成11年9月9日  
日本銀行

### 当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市场に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場

の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

(注)「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

## ◆金融監督庁、金融機関の2000年問題に関する平成11年6月末の対応状況の集計結果の概要を公表

金融監督庁は、9月10日、金融機関の2000年問題に関する平成11年6月末の対応状況の集計結果の概要を公表した。その内容は、以下のとおり。

**金融機関の2000年問題に関する平成11年6月末の対応状況の集計結果の概要  
(預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社)**

対象金融機関：○預金等取扱金融機関1,087（主（1535）要行19、地銀64、第二地銀61、外銀銀行支店87、子会社信託17、外資系信託10、信用金庫・全信連395、労働金庫・労金連42、信用組合・全信組連311、信農連・信漁連・農林中央金庫81）  
○保険会社110（生命保険44、損害保険35、外資系生保3、外資系損保28）  
○証券関係338（証券216、外国証券54、投信委託会社68）

### 1. システムについての修正及び内部テストの進捗状況

(1) 各金融機関等（1,535社）からの平成11年

6月末時点の対応状況についての報告によると、重要なシステムの修正を完了したところは1,502社であり、全体に占める割合は98%（前回報告（平成11年3月末時点）比+10ポイント）となった。また、このうち内部テストを完了した金融機関等は1,471社であり、全体に占める割合は96%（同+19ポイント）となった。

6月末までに「重要なシステム」について内部テストを完了していないところは、64社（第二地銀1、外銀11、信金・信組等17、保険12、証券7、外国証券7、投信9）であるが、これらの殆どは9月末までに完了するとしており、完了が10月以降になるとしているところは4社（全体の0.26%、内訳は外銀1、外国証券1、投信2）となっている。

(2) 重要なシステム以外のシステムについては、6月末までに修正を完了したところは1,364社（89%、同+26ポイント）、内部テストを完了したところは1,275社（83%、同+31ポイント）となった。6月末までに修正又はテストを完了していないところについては、殆どが9月末までに完了するとしているが、10月以降となるとしているところは修正、テストとも7社（全体の0.46%、内訳は外銀2、保険1、証券1、外証2、投信1）となっている。

(3) なお、重要なシステムの中でも最重要である決済関係（日銀ネット、全銀システム、東証等の決済・取引システム）については、日本銀行、全国銀行協会、東京証券取引所等により、2000年初の日付についての共同接続テストが昨年12月、今年の2月、5月

及び6月に、また2000年閏日についてのテストが4月及び7月に行われた。

これらのテスト結果として、日本銀行等では、各種決済システムを通じたテスト参加者間における2000年日付等のデータ授受については基本的に正常に処理されたとしている。

このほか、各業態が設けているCD・ATMネットワーク（CDネット中継センターデータ通信システム）のテストが4月（2000年初）、5月（閏日）に行われ、各業態では両日付で問題なく処理できることが確認されたとしている。

## 2. 顧客等との関係

2000年問題について影響を受ける可能性のある顧客、主要取引先等（EB等による接続先を除く）への対応については、全金融機関等の87%が計画に盛り込んで対応を行っており（前回報告比+16ポイント）、このうち、主要行、地銀、第二地銀等については全てが対応を行っている。

EB等による接続先、MTやFDによるデータ持ち込み先等とのテストについてはテストの実施の有無や実施時期が顧客の意思に左右されることもあり、「対応の必要なし」とする653社を除く882社中テストを完了したとするところは649社（74%）に止まっており、完了時期が10月以降あるいは時期未定とするところがあわせて62社（7%）残っている。

## 3. 対応体制

### （1）経営における位置づけ

経営における本問題の位置づけについては、ほぼ全ての金融機関等が、経営計画等

において2000年問題を最重要課題として位置づけている。

### （2）総費用の見積もり

対応に必要となる費用の見積もり状況については、ほぼ全ての金融機関等が見積もりを行っており、全金融機関等合計で6,991億円であった。

1金融機関当たりの平均見積額は、主要行121億円、大手生保56億円、本庁監理証券会社13億円等となっている。

## 4. 危機管理計画の作成

危機管理計画の作成については、本年6月末時点で作成済としたところは1,442社で全金融機関の94%（前回報告比+72ポイント）となった。

6月末時点で作成中であるとする93社（外銀17、信金・信組等27、保険18、証券13、外国証券5、投信13）については大半が9月末までに作成を完了しているが、4社（全体の0.26%、内訳は外銀1、信金・信組等2、投信1）については10月以降になる等としている。

危機管理計画の内容については、多くの金融機関等において、2000年1月1日にシステム等の起動を確認し、2日には日銀ネット等の確認テストへ参加、3日にはこれらを踏まえた対応を行い、万全の体制で4日の営業初日を迎えるとしている。

また、全国銀行協会の調査によると、加盟銀行全てにおいて、顧客の預金データが消失することのないよう、例えば年末時点のデータの磁気媒体等へのバックアップ等を行うとしている。

なお、重要なシステムの中でも最重要である決済関係（日銀ネット、全銀システム、東証等の決済・取引システム）については、日本銀行、東京銀行協会、東京証券取引所等により危機管理計画が策定されている。

## 5. 対応状況の開示

対応状況の開示については、全金融機関等の95%が何らかの開示を行っており、前回報告（78%）に比べ大きく増加した。全ての業態で80%以上のところが開示を行っており、このうち主要行、地銀、労金、農漁協系、大手生保、大手損保では100%が開示を行っている。

しかしながら、6月末時点において83社（5%）のところが開示を行っていないとしており、その殆どは9月末までに開示を行うとしているが3社については10月以降になるとしている。

すでに開示を行っているところの手段としては、インターネットを活用した開示のほか、店頭でのポスター掲示、パンフレットの配布等が見られるが、今後も、開示内容の充実を図るとともに、対応状況に応じた内容の変更を行うことが必要である。

一方、開示を行っていないところについては、7月以降にディスクロージャー誌による開示を予定しているところが多いものの、今後、金融機関の取引先において危機管理計画の策定等の対応が一層進む中、取引金融機関の対応状況は重要な情報となるものであり、早期に開示する必要がある。

## 6. 障害発生報告について

当庁は、平成11年3月19日付「コンピュータ西暦2000年問題に起因するシステム障害等

についての資料の提出について」により、銀行法第24条第1項等に基づき、銀行、保険会社、証券会社等から本年1月以降に発生した2000年問題（いわゆる「1999年問題」を含む）に起因すると見られるシステムのトラブルの発生状況の報告を求めているところであり、本年4月から6月末までの間に10金融機関から16件の報告があった（1～3月比△36件）が、いずれも発見後速やかに修正や代替措置が講じられており、混乱なく解消されている。

なお、報告件数を業態別にみると、銀行：2銀行5件、協同組織金融機関等：2金融機関3件、保険会社：5会社7件、証券会社1社1件となっている。

このうち、顧客等に影響を与えたものは4件（銀行1、信金1、保険2）で、その内容をみると、CD手数料誤徴収、財形解約処理遅延（1時間）、保険証券誤表示2件であった（但し、CD手数料誤徴収については2000年対応のための修正後の設定ミスによるものであり、厳密には2000年問題そのものではない）。

## 7. 報告を受けての対応について

今回の報告を見ると、「重要なシステム」の修正・テストを完了し、危機管理計画を作成している金融機関等の全体に占める割合は前回報告に比べ大幅に上昇しているものの、なお6月末時点においてもこれらの対応を完了していないところがあるほか、これらを既に完了したとしている金融機関等についても一部に内部テストの実施要領や危機管理計画の内容等に不明な点があるところがある。このような金融機関等に対しては、現在、銀行法第24条等に基づき追加報告を求めているところである（対象は全金融機関の9.1%）。

(参考) 追加報告を求めている金融機関数  
(うち外資系)

預金等取扱金融機関	45	29
保険会社	36	9
証券会社	37	17
投資信託委託会社	22	9
合 計	140	64

## ◆平成12年度一般会計予算の概算要求額および財政投融資計画要求額の概要

大蔵大臣は、9月10日、平成12年度の一般会計概算要求額および財政投融資計画要求額を閣議報告した。その概要は以下のとおり。

平成12年度一般会計概算要求額調

(単位 百万円)

所 管	前年度予算額 (当 初)	平成12年度 概算要求額	比較増△減額	伸率 (%)	備 考
皇室費会所院閣府他省	6,920 138,802 318,406 16,542 20,979 9,374,706 4,931,913 4,442,793 592,940 759,522 1,906,672 5,870,679 16,247,829 2,979,282 917,200 945,345 103,118 519,022 5,566,622 103,200	6,920 142,694 322,018 16,723 31,523 8,314,202 4,092,799 4,221,403 602,802 784,625 1,500,729 5,194,690 15,729,143 2,916,683 758,764 856,032 98,045 523,799 5,135,928 178,545	0 3,892 3,612 181 10,544 △ 1,060,504 △ 839,114 △ 221,390 9,862 25,103 △ 405,943 △ 675,989 △ 518,686 △ 62,599 △ 158,436 △ 89,313 △ 5,073 4,777 △ 430,694 75,345	0.0 2.8 1.1 1.1 50.3 △11.3 △17.0 △ 5.0 1.7 3.3 △21.3 △11.5 △ 3.2 △ 2.1 △17.3 △ 9.4 △ 4.9 0.9 △ 7.7 73.0	
内閣府他省	— —	957,573 905,644 51,929 37,791 433,477 764,524 991,528 163,585 336,591 6,261	957,573 905,644 51,929 37,791 433,477 764,524 991,528 163,585 336,591 6,261	— —	
内閣府他省	— —	957,573 905,644 51,929 37,791 433,477 764,524 991,528 163,585 336,591 6,261	957,573 905,644 51,929 37,791 433,477 764,524 991,528 163,585 336,591 6,261	— —	
情報通信、科学技術、環境等 経済新生特別枠	—	250,000	250,000	—	
物流効率化、環境・情報通信・ 街づくり等経済新生特別枠	—	250,000	250,000	—	
生活関連等公共事業重点化枠	—	300,000	300,000	—	
小計	46,387,786	47,605,195	1,217,409	2.6	
公共事業等予備費	500,000	—	△ 500,000	—	
計(一般歳出)	46,887,786	47,605,195	717,409	1.5	
国債費	19,831,923	20,374,140	542,217	2.7	
地方交付税交付金等	13,523,000	15,559,048	2,036,048	15.1	
合計	80,242,709	83,538,383	3,295,674	4.1	
平成9年度決算不足補てん繰戻	1,617,413	—	△ 1,617,413	—	
総合計	81,860,122	83,538,383	1,678,261	2.1	

次頁参照  
新設省庁  
(3ヵ月分)

## 平成12年度財政投融資計画要求の概要

(単位：億円、%)

区分	平成11年度計画	平成12年度要求
[一般財政投融資]		
1. 住宅関連機関	110,926 (-1.7)	115,844 (-4.4)
住宅金融公庫 都市基盤整備公団	101,176 (-2.0) 9,750 ( $\Delta$ 1.0)	105,147 (-3.9) 10,697 (-9.7)
2. 中小企業関連機関	64,705 (-3.2)	64,783 (-0.1)
うち国民生活金融公庫 中小企業金融公庫	41,900 (0.0) 22,100 (-10.0)	41,900 (0.0) 22,100 (0.0)
3. その他の公庫・銀行	61,805 (-76.5)	46,811 ( $\Delta$ 24.3)
うち日本政策投資銀行 国際協力銀行 農林漁業金融公庫	29,100 (-95.3) 26,565 (-76.6) 3,200 (-23.1)	22,000 ( $\Delta$ 24.4) 18,476 ( $\Delta$ 30.4) 3,800 (-18.8)
4. その他の公団・事業団等	61,606 ( $\Delta$ 7.2)	62,756 (-1.9)
うち日本道路公団 年金福祉事業団 社会福祉・医療事業団 首都高速道路公団 阪神高速道路公団	21,063 (-4.1) 16,956 ( $\Delta$ 13.9) 3,645 (0.0) 3,414 ( $\Delta$ 7.7) 3,100 ( $\Delta$ 0.3)	21,000 ( $\Delta$ 0.3) 15,472 ( $\Delta$ 8.8) 4,388 (-20.4) 3,756 (-10.0) 3,288 (-6.1)
小計	299,042 (-9.5)	290,194 ( $\Delta$ 3.0)
5. 地方	94,450 (-1.1)	89,370 ( $\Delta$ 5.4)
地方公共団体 公営企業金融公庫	77,400 (-1.8) 17,050 ( $\Delta$ 2.3)	74,100 ( $\Delta$ 4.3) 15,270 ( $\Delta$ 10.4)
計	393,492 (-7.3)	379,564 ( $\Delta$ 3.5)

- (注) 1. 「都市基盤整備公団」の平成11年度計画欄の金額は、「住宅・都市整備公団」の平成11年度計画額である。  
 2. 「国民生活金融公庫」の平成11年度計画欄の金額には、「環境衛生金融公庫」の平成11年度計画額を含む。  
 3. 「日本政策投資銀行」の平成11年度計画欄の金額には、「北海道東北開発公庫」及び「日本開発銀行」の平成11年度計画額を含む。  
 4. 「国際協力銀行」の平成11年度計画欄の金額には、「日本輸出入銀行」及び「海外経済協力基金」の平成11年度計画額を含む。

[資金運用事業]		
郵便貯金特別会計 年金福祉事業団 簡易保険福祉事業団	85,000 (-6.3) 30,500 (-8.9) 20,000 ( $\Delta$ 20.0)	35,000 ( $\Delta$ 58.8) 30,400 ( $\Delta$ 0.3) 18,500 ( $\Delta$ 7.5)
計	135,500 (-1.9)	83,900 ( $\Delta$ 38.1)
合計	528,992 (-5.9)	463,464 ( $\Delta$ 12.4)

(注) ( ) 書は、対前年度伸率である。

## ◆金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取りの開始

金融再生委員会は、9月13日、金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取りを承認し、同日対外公表を行った（金融再生委員会公表資料：別添1、預金保険機構公表資料：別添2）。当該資産の買取りは、預金保険機構の委託を受けた整理回収機構が実施する。

（別添1）

### 金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取について

本日、第92回金融再生委員会が開催され、金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取りの承認の議決がなされましたので、ご報告致します。

#### 1. 資産買取の概要

（単位：百万円）

	機関数	債権元本	買取価格
都銀・長信銀・信託銀行	11	78,423	3,398
地銀	14	29,853	1,133
第二地銀	6	15,044	536
その他	4	15,083	1,596
合計	35	138,403	6,663

（注）買取対象資産は、資産買取基準により、原則として、破綻懸念先以下に区分される債務者に対する貸出金（仮払金、未収利息、未収金等を含む）とされている。

#### 2. 資産買取手続き

金融機関が預金保険機構に資産買取の申込みを行った後、預金保険機構が買取り価格その他の条件を定め、金融再生委員会の承認を受けて、

資産の買取りを決定する。

預金保険機構は、特定協定銀行（整理回収機構）に対して、当該資産の買取りを委託する。

（別添2）

#### 理事長談話

##### （一般金融機関からの資産買取りについて）

預金保険機構は、金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産の買取りについて、本日、金融再生委員会から承認を受けたので、株式会社整理回収機構に委託し、申込みのあった資産の買取りを決定した（35金融機関、債権元本1,384億円、買取価格66億円）。

今回の買取は、金融再生法施行以来はじめてのものであり、整理回収機構の今までの回収経験を活用するとともに、買取価格審査会の審査を経て決定したものである。

当機構としては、今後も整理回収機構と共同して、本制度の運用に最大限努力するとともに、一般金融機関が本制度を積極的に活用し、不良資産の早期処理を推進されるよう期待するものである。

（参考）

#### 1. 資産買取の概要

（単位：百万円）

	機関数	債権元本	買取価格
都銀・長信銀・信託	11	78,423	3,398
地銀	14	29,853	1,133
第二地銀	6	15,044	536
その他	4	15,083	1,596
合計	35	138,403	6,663

（注）債権元本は貸出金元本+仮払金

## 2. これまでの日程等

平成11年6月16日 第1回買取価格審査会  
 (買取の基本方針、買取価格算定方法等)

平成11年6月22日～7月9日  
 仮申込み

平成11年9月8日 正式申込み

平成11年9月9日 第2回買取価格審査会  
 (買取価格について)

平成11年9月13日 金融再生委員会の承認

公表した。

## 記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初<sup>(注)</sup>0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

(注)「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

(別添1)

平成11年9月21日  
 日本銀行

## 当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初<sup>(注)</sup>0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

(注)「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

## ◆金融再生委員会、地域金融機関4行の公的資本増強申請を承認

金融再生委員会は、9月13日、いわゆる金融機能早期健全化法に基づく地域金融機関4行の公的資本申請を承認した。なお、各行の経営健全化計画が併せて同13日に公表された。

## ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、9月21日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、同会合での討議の背景となつた考え方のうち主要な論点について、直ちに対外的に説明することが適當との判断から、「当面の金融政策運営に関する考え方」を別添2のとおり公表することを決定、同日対外公表を行つた。また、平成11年10月～平成12年3月の金融政策決定会合等の日程を、別添3のとおりとし、これを公表することを決定、同日対外公表を行つたほか、8月13日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを9月27日に

(別添2)

平成11年9月21日  
日本銀行

当面の金融政策運営に関する考え方

(1) 日本銀行は、本日開催された政策委員会・金融政策決定会合において、これまでの思い切った金融緩和政策、いわゆるゼロ金利政策を継続することを決定しました。

(2) 金融政策決定会合の討議内容は、会合の約1か月後に「議事要旨」として公表する仕組みとなっています。しかし、為替相場の急激な変動等を背景に、金融政策運営に対する内外の関心が高まっているため、討議の背景となった考え方のうち主要な論点について、直ちに対外的に説明することが適当と考えました。このため、政策委員会で討議のうえ、本ペーパーを公表することとしたものです。

(ゼロ金利政策と量的緩和)

(3) 日本銀行は、本年2月のゼロ金利政策採用以来、金融市場に大量の資金を供給し、誘導目標であるコールレートが事实上ゼロ%で推移するよう促しています。この結果、金融市場では、以下のように、資金は十分潤沢な状態となっています。

● 日本銀行は、金利ゼロという状態が安定的に推移するよう、金融機関に保有が義務づけられている支払準備（1日平均約4兆円）を1兆円ほども上回る資金供給を続けています。そうした中で、金融

機関サイドでは、ゼロ金利政策により「殆どコストのかからない資金をいつでも調達できる」という安心感が定着しているため、資金を保有する動機が低下しています。この結果、日本銀行が供給した余剰資金の7～8割は、資金仲介を行っている短資会社等に積み上がっているのが実情です。

● 日本銀行がマーケット・オペレーションを通じ、ほぼゼロの金利で資金を供給しようとしても、金融機関がそれに応じてこないような場合も起きています（いわゆるオペの札割れ現象）。

(追加的資金供給の効果)

(4) 最近、為替相場の安定等を図るため、日本銀行がより大量の資金供給を行うべきとの議論が聞かれます。しかし、上記のような金融市場の状態のもとでは、日本銀行がゼロ金利を維持するために必要な量を上回って資金供給を増やしても、資金がまさに「余剰」のままで短資会社等に積み上がるだけです。金利はもちろん、金融機関や企業行動、あるいは為替相場などの資産価格に目に見える効果を与えるとは考えられません。

(5) 実体的な効果がなくとも、市場が「追加的資金供給」に何らかの期待を持っていれば、それをを利用してみてはどうかとの考え方もあります。しかし、そうした方法の効果は、あったとしても一回限りで、永続きしませんし、中央銀行として、目的と政策効果についてきちんと説明できない政策をとることはできません。

## (為替市場と金融政策)

(6) 日本銀行は、為替相場については、経済のファンダメンタルズに応じて安定的に推移することが望ましく、相場変動が行き過ぎれば、景気や物価に悪影響を与える可能性が大きいと考えています。また、最近の円高の進行は急激であり、その企業収益等に与える影響が懸念されます。こうした為替相場に関する基本認識や最近の円高進行に対する評価は、政府とも共有されていると考えています。

(7) ただし、日本銀行は、為替相場そのものを金融政策の目的とはしていません。金融政策運営を為替相場のコントロールということに直接結び付けると、誤った政策判断につながるリスクが高いことは、バブル期の政策運営から得られる貴重な教訓になっています。ただ、このことは、金融政策運営において為替相場の動向をみないでよいということではありません。日本銀行は、あくまでも、為替変動が景気や物価の先行きにどのような影響を及ぼすかという観点から、その動向を注意深くみていくべきものと位置づけています。

(8) 最近の円相場の動きは急激なものとなっているので、企業収益や輸出等を通じて景気の先行きに与えるマイナスの効果については、十分慎重にみていく必要があります。ただ、同時に、現在の日本経済には、様々な政策効果の発現やアジア経済の回復など、プラス面の力も働き始めています。現在は、これらの様々な要因が、全体として経済にどのように影響を与えていくのか、注意深

く見極めていくべき段階であると考えています。

(9) 為替政策との関係で、介入資金を放置してはどうか（いわゆる非不胎化）という議論があります。しかし、金融市場には、介入資金だけでなく、財政収支や銀行券需要など様々な要因を反映した資金の流れが存在しています。中央銀行は、そうした資金の流れを利用しつつ、オペレーションにより市場全体の資金量を調節しています。これは先進国の中銀で、ほぼ共通の枠組みです。したがって重要なことは、すべての資金の流れを勘案したうえで、金融市場に全体としてどれだけ潤沢な資金が供給されているか、ということです。この点で、日本銀行は、上述したとおり、豊富で弾力的な資金供給を行っています。こうした資金供給姿勢は、現在の政府の為替政策とも整合的なものと考えています。

## (当面の金融政策運営について)

(10) 日本銀行は、歴史的にも世界的にも類例のない思い切った金融緩和政策を講ずるとともに、この政策を「デフレ懸念の払拭が展望できるような情勢になるまで」続けることを明らかにしています。現在、日本銀行は、景気の現状について、「足許は下げ止まり、一部に明るい動きも見られるが、民間需要の自律的回復のはっきりとした動きは依然みられていない」と判断しています。ゼロ金利政策については、その副作用についても注意深く点検していく必要がありますが、当面は、こうした思い切った金融緩和措置を継続することによって、経済の回

復をサポートしていくことが大事であると判断しています。

(11) なお、ここ数日、金融政策運営を巡る疑惑により、市場が大きく変動しましたが、金融政策運営は、定期的に開催される政策委員会・金融政策決定会合の場で討議の上、多数決で決定されるものです。事前に一定の方針が固められたり、外部との間で協議が行われるといったことは、ありえません。この点をあらためて確認するとともに、日本銀行としては、今後とも、新日銀法下での政策決定の仕組みや時々の政策運営の考え方について、正しい理解が得られるよう努めていく方針です。

(別添3)

平成11年9月21日  
日本銀行

金融政策決定会合等の日程（平成11年10月～12年3月）

	会合開催	(参考) 金融経済月報公表 (議事要旨公表)	
11年10月	10月13日<水>	10月15日<金>	(11月17日<水>)
	10月27日<水>	—	(12月1日<水>)
11月	11月12日<金>	11月16日<火>	(12月22日<水>)
	11月26日<金>	—	(1月20日<木>)
12月	12月17日<金>	12月21日<火>	(2月16日<水>)
12年1月	1月17日<月>	1月19日<水>	(2月29日<火>)
2月	2月10日<木>	2月15日<火>	(3月13日<月>)
	2月24日<木>	—	(3月29日<水>)
3月	3月8日<水>	3月10日<金>	未定
	3月24日<金>	—	未定

## ◆日本銀行、「適格資産担保債券および当座預金取引の相手方の債務の担保取扱等に関する基本方針について」を公表

日本銀行は、9月21日、政策委員会・金融政策決定会合において、適格資産担保債券および当座預金取引の相手方の債務の担保取扱等に関する基本方針について、下記のとおり決定し、これを公表した。

### 記

1. 適格資産担保債券（特定の資産から生ずる金銭等を裏付けとしてその元利金の支払いが行われる債券のうち、本行が適格と認めるものをいう。）について、本行与信の担保として受入れること。ただし、当分の間、社債等を担保とする手形買入における担保としてのみ受入れることとし、詳細が固まり次第改めて決定の上、対外公表を行うこと。
2. 当座預金取引の相手方（以下「取引先」という。）である金融機関等の債務について、当該金融機関等の信用状況等についての本行の判断が示されることとなることを避けるとともに、本行与信をもって弁済が行われる可能性がある債務を本行与信の担保等から除外することが適当であること等の観点から、次に掲げる債務を本行与信の担保または割引もしくは買入の対象として不適格とすること（ただし、手形買入における金融機関振出手形その他の債務に本行が適当と認める方法により適格担保等が付されている場合および取引先が手形の裏書人として債務者となる場合を除く。）。

- (1) 利付金融債および割引金融債（ただし、為替決済制度における担保としての利用状況等を踏まえ、2001年3月末までの間は、なお適格とする。）
  - (2) 取引先である証券会社および証券金融会社が発行するコマーシャル・ペーパー（以下「CP」という。）（ただし、CPの売戻条件付買入における買入状況等を踏まえ、2000年3月末までに買入れたCPについては、なお適格とする。）
  - (3) 取引先である預金取扱金融機関が発行するCP
  - (4) 取引先である預金取扱金融機関が発行する社債
  - (5) 取引先を債務者とする手形（CPを除く。）、CP、債券、証書貸付債権その他の債務のうち、(1)ないし(4)以外のもの（ただし、商業手形に準ずる手形および政府保証付債券については、本行が別に適格と定めるものを除く。）
  - (6) 取引先が保証する債務（ただし、その保証がなくても本行与信の担保または割引もしくは買入の対象として適格と認められるものを除く。）
3. 取引先の親会社、子会社等の関係企業を債務者とする手形（CPを除く。）、CP、債券、証書貸付債権その他の債務または当該関係企業が保証する債務の担保等としての取扱については、引き続き検討を行い、1年後を目処に結論を得ることとすること。

#### ◆金融監督庁、「金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会」を設置

金融監督庁は、9月21日、金融サービスの電子取引等と監督行政に関する調査・研究を進めるため、庁内に「金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会」（電子金融研究会）を設置し検討を開始することを発表した。

#### ◆日本銀行、「2000年日付によるシステム障害対策訓練の実施結果について」を公表

日本銀行は、9月24日、「2000年日付によるシステム障害対策訓練の実施結果について」を公表した。これは、9月14日に大阪バックアップセンターへの切替えを伴うシステム障害対策訓練<sup>(注)</sup>を2000年1月4日付の下で実施したことに関するもので、同訓練は特段の問題なく終了した。

<sup>(注)</sup> 同訓練は、府中メインセンター障害発生時の障害対応能力の向上を目的として、毎年、災害対策訓練の一環として行っているものであるが、本年の場合は2000年問題対応も視野に入れ、2000年日付により実施した。

#### ◆金融再生委員会、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」および「経営健全化計画の見直しについての基本的考え方」を発表

金融再生委員会は、9月30日、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置につ

いて」および「経営健全化計画の見直しについての基本的考え方」を発表した。その内容は以下のとおり。

1. 「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」 ……別添1
  2. 「経営健全化計画の見直しについての基本的考え方」 ……別添2
- (別添1)

資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について

## I. 趣 旨

早期健全化法により資本増強を受けた金融機関の経営健全化計画上の業務の再構築・リストラ等の履行状況については、早期健全化法第5条第4項に基づき報告を求め、これを公表し、金融機関自身による自己規正を促すことを基本とするが、更に、早期健全化法及び銀行法等に基づき、銀行が自ら作成した経営健全化計画の履行を確保するための措置として、次のような方針を定める。

## II. 内 容

### 1. 状況把握のためのヒアリング

フォローアップ全体の一環として、経営健全化計画の履行のための施策につき、四半期毎に定性的にヒアリングを行う。

### 2. 経営健全化計画の履行を確保するための行政上の措置

早期健全化法第5条第4項に基づき半期

毎に報告を求める公表とともに、報告や四半期ヒアリングの内容が以下の（1）又は（2）に該当する場合、それぞれに応じた行政上の措置の発動を検討する。

- (1) 経営健全化計画を自ら的確に履行しようとしていないと認められた場合
- i 早期健全化法第20条第2項の監督上の必要な措置として、銀行法第24条に基づき自ら的確に履行しようとしない理由及び代替措置等の報告を求め、早期健全化法第5条第4項に基づき、代替措置等の報告・公表を検討する。
  - ii 更に、必要に応じ、早期健全化法第20条第2項の監督上の必要な措置として、銀行法第26条に基づきその措置を実行する業務改善命令の発動を検討する。
- (2) 計画上の収益と実績とが相当程度乖離し、かつ、市場の信認が低下した場合等
- ① 経営健全化計画における収益目標と実績とが乖離している場合
  - ② 経営健全化計画における収益目標と実績とが相当程度乖離している場合
- i 早期健全化法第20条第2項の監督上の必要な措置として、銀行法第24条に基づき相当程度乖離している理由及び代替措置等の報告を求め、早期健全化法第5条第4項に基づき、代替措置等の報告・公表を検討する。
  - ii 更に、必要に応じ、早期健全化法

第5条第4項に基づき社外流出を抑制するための措置等の報告・公表を検討する。

- ③ 経営健全化計画における収益目標と実績とが相当程度乖離し、かつ、市場の信認が低下したと認められた場合
  - i 早期健全化法第20条第2項の監督上の必要な措置として、銀行法第24条に基づき相当程度乖離している理由及び代替措置等の報告を求め、早期健全化法第5条第4項に基づき、代替措置及び社外流出を抑制するための措置等の報告・公表を検討する。
  - ii 必要に応じ、早期健全化法第20条第2項の監督上の必要な措置として、銀行法第24条に基づき速やかに市場の信認を回復させるための効果的措置の報告を求め、早期健全化法第5条第4項に基づき、効果的措置の報告・公表を検討する。
  - iii 更に、必要に応じ、早期健全化法第20条第2項の監督上の必要な措置として、銀行法第26条に基づき抜本的な収益等の改善計画の提出を求め、その計画を実行する業務改善命令の発動を検討する。

### (3) 上記(2)の具体的基準

- ① 「収益目標と実績とが相当程度乖離」  
経営健全化計画に記載されている自己資本に対する業務純益の水準(ROE)又は当期利益を基本的な指標とし、

ROE又は当期利益の実績が計画ベースのそれらの数値より3割以上低下した場合を目途とする。

#### ② 「市場の信認が低下」

株価、市場調達金利、預金動向などを基本的な指標とし、総合的に判断する。

(別添2)

### 経営健全化計画の見直しについての基本的考え方

○ 早期健全化法においては、取得株式等の全部を処分し、またはその返済を受けるまでの間、経営健全化計画のフォローアップすることとなっている。

現在提出されている計画は平成15年3月期までとなっているが、計画の見直しは、計画の終期を待って行うのではなく、計画の策定から2年を経過する時期に以後4年間の計画の策定を求めることが原則とする。

(例) 平成13年3月期決算の公表時に平成17年3月期までの計画の策定を求める。

○ 計画の見直しに当たっては、原則として、現計画の収益が確保されることを条件とする。現計画の収益を下回る見直しを行う場合には、その理由を厳格に審査し、更なる再編・リストラ及び見直し後の計画に対する責任ある経営体制の確立を条件に認める。

○ 上記の見直しの時期にかかわらず、金融再編への対応等の理由がある場合には隨時計画の見直しを求める。

## ◆現行金利一覧 (11年10月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期( )内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.2	11.10. 8 (2.3)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本政策投資銀行	2.20	11.10. 8 (2.30)
・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫	2.20	11.10. 8 (2.30)
・住宅金融公庫	2.60	11. 7.21 (2.50)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	0.85	11.10.14 (1.15)
(期間5年~7年)	1.30	11.10.14 (1.55)
(期間7年以上)	1.90	11.10.14 (2.10)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

## ◆公社債発行条件 (11年10月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>1.705</u> <u>1.7</u> <u>99.95</u>	〈9月債〉 1.917 1.9 99.85
割引国債(5年)	応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈9月債〉 <u>1.245</u> <u>1.014</u> <u>94.00</u>	〈7月債〉 1.031 0.840 95.00
政府短期証券	応募者利回り(%) 発行価格(円)	〈11年10月12日発行分～〉 <u>0.046</u> <u>99.988</u>	〈11年10月4日発行分～〉 <u>0.031</u> <u>99.991</u>
政府保証債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>1.788</u> <u>1.7</u> <u>99.25</u>	〈9月債〉 2.030 2.0 99.75
公募地方債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>1.811</u> <u>1.8</u> <u>99.90</u>	〈9月債〉 2.066 2.0 99.45
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>1.300</u> <u>1.3</u> <u>100.00</u>	〈9月債〉 1.400 1.4 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈10月後半債〉 0.250 0.210 0.24 99.75	〈10月前半債〉 0.250 0.210 0.24 99.75

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海 外

### ◆バーゼル銀行監督委員会、 コーポレート・ガバナンスおよび マーケット・リスク規制に 関する2つのペーパーを公表

バーゼル銀行監督委員会は、9月16日、「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」(原題: Enhancing Corporate Governance for Banking Organisations) および「内部モデル・アプローチに基づいて算出されたマーケット・リスクに対する自己資本賦課の実績」(原題: Performance of Models-Based Capital Charges for Market Risk 1 July-31 December 1998) と題する2つのペーパーを公表した(本文の仮訳は、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている)。

### ◆BIS支払・決済システム委員会、 報告書「主要国における小口 決済: 比較調査」を公表

BIS支払・決済システム委員会(CPSS)は、9月23日、報告書「主要国における小口決

済: 比較調査」(原題: Retail Payments in Selected Countries: A Comparative Study) を公表した(プレス・リリースの仮訳は、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている)。

### ◆マレーシア中央銀行、資本規制を 一部緩和

マレーシア中央銀行は、9月21日、送金課税のうち元本にかかる課税を撤廃したほか、利益にかかる税率についても一律10%とした(これまで保有期間によって30%<1年以内>、10%<1年超>の2つの適用税率が設けられていた)。

### ◆ブラジル中央銀行、市場介入 翌日物金利を引き下げ

ブラジル中央銀行は、9月23日、市場介入翌日物金利の引き下げ(19.5%→19.0%)を実施した。